

令和 4 年 3 月 1 0 日

福祉部地域ケア推進課

パブリックコメントの実施結果について**1 実施目的**

江東区成年後見制度利用促進基本計画(素案)に対する意見の募集

2 実施期間

令和 3 年 1 2 月 1 日 (水) ~ 1 2 月 2 2 日 (水)

3 提出人数

5 4 人

※区内 4 9 名、区外 1 名、記載無し 4 名

年代	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答	合計
人数(人)	4	2	10	18	2	16	2	54
構成(%)	7.4	3.7	18.5	33.3	3.7	29.6	3.7	100

(百分率は、小数点以下第 2 位を四捨五入)

4 意見数

8 3 件

5 意見要旨と区の考え方

次頁以降参照

江東区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に係るパブリックコメント一覧

No.	年代	枝番	意見要旨	区の考え方
1	50代	1	成年後見人の報酬助成について障害児者を持つ親御さんから、「成年後見制度を利用したいが、お金がかかるので、資金の融通が立たないと使えない。」という声があった。生活保護かそれに準ずる低所得者を対象とするのではなく、一定の資産を保有していても助成対象としてほしい。また、重度障害者、後見制度で後見レベルの方については、100%助成してほしい。	成年後見制度の報酬助成制度については、生活保護を受けている、または、生活保護に準ずる低収入である方を要件の一つとしております。 本来成年後見制度は本人の負担において利用することが原則となっております。生活保護やそれに準じた低所得の方については本人の権利擁護のため実施しております。 今後、国や他自治体の動向を踏まえ、報酬助成制度のあり方について、検討してまいります。
〃	〃	2	市民後見人について年一回でも市民後見人の受任の状況等、フォローを行って養成した人が埋もれないようにすべきだと思う。	新型コロナウイルス感染防止の観点からフォローアップ研修を中止しておりましたが、それに代わる情報発信が無かったことについてはお詫びいたします。これから適切な情報提供を行ってまいります。
2	60代	1	20代の子供が障害施設に入所していて、成年後見制度の利用を検討したことがあるが、この制度では成年後見人に弁護士などが就任した場合、少なくとも年間24万円の報酬が必要となる。仮に子供が80歳まで生きた場合、約1200万円が必要だが、報酬助成は生活保護受給者、低所得者に限定されている。条件を緩和してほしい。	成年後見制度の報酬助成制度については、生活保護を受けている、または、生活保護に準ずる低収入である方を要件の一つとしております。 本来成年後見制度は本人の負担において利用することが原則となっております。生活保護やそれに準じた低所得の方については本人の権利擁護のため実施しております。 今後、国や他自治体の動向を踏まえ、報酬助成制度のあり方について、検討してまいります。
〃	〃	2	(法人後見について) 成年後見人は法人も可能である。区役所等が成年後見人を引受ける部門を創設し、低額で提供してほしい。	現在、社会福祉協議会における法人後見は、専門職後見人が見つからない、特別な困難な事情がある等、例外的ケースに限って実施することがあります。また、後見人等の報酬は、家庭裁判所が資産状況と業務内容を考慮して審判により決定します。
3	70代以上	1	成年後見人の報酬助成は、悪用される可能性がある制度だと感じた。これは税金が原資であり、質素に生活して得た貯金のある人に助成がなく、何の備えもないまま、「お金がない」という理由で助成されるのは、公平ではない。	成年後見制度の利用助成制度は区民の誰もが必要な時に利用できる体制を整えるために設けられている制度です。ご理解の程よろしくお願ひいたします。
4	70代以上	1	家族の成年後見人になりました。後見人になる手続きは複雑で家裁には何度も行きました。後見人になると悪意を持って被後見人の財産を動かす事もできる立場に立つため、厳しい管理はあって当然です。親族後見人になるとメリットをととも感じます。	家庭裁判所が認めた場合、親族が後見人等に就任しますが、親族後見人が選任されない場合もあり、親族が選任されなかったことを理由に成年後見制度の利用をやめることはできません。区は制度を十分理解するために役立つ情報を提供するとともに相談支援の充実に努めてまいります。

江東区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に係るパブリックコメント一覧

No.	年代	枝番	意見要旨	区の考え方
5	50代	1	夫は高次脳機能障害です。自身の障害を認めることができず、後見人制度を勧めても拒否しています。後見が必要と考えられる時に本人が拒否している場合にも対応できる制度にしてほしい。	「後見」の場合、本人の同意は後見開始の要件となっていないため、本人の状況によっては家庭裁判所が後見開始とすることもあると思われます。 まずは、ご本人の意思を貫くことでご本人が不利益をこうむる状況が予想される場合、ご親族・医療・介護関係者等チームによる支援、意思決定支援を通じ、ご本人の利益を第一に考えて本人の理解を求める支援に努めてまいります。
6	20代以下	1	「チームによる対応」として言及されていた内容に賛同する。 当事者が孤立することが無いような仕組みの構築をしてほしい。 基本計画の素案に「成年後見制度に関する相談」が減少傾向にあった。引き続き、利用啓発をしてほしい。	中核機関の整備をはじめ、後見人等と関係機関と連携が進むよう努めてまいります。また、新たに成年後見制度の利用にあたって後見人の仕事や費用等、全体的に理解を進めるために役立つ情報を区ホームページ等に掲載して、制度周知に努めてまいります。
7	50代	1	成年後見制度を必要としている家族が「成年後見制度」という単語で理解するのは難しいと思う。ご本人の家族が見る場合も想定される。「まずはお越してください」「誰がみても」「わかり易く」「大きい文字」にすべきではないか。	今後、成年後見制度の利用促進に関する広報を充実させる際にご意見も踏まえ、文字の大きさや表現等、よりわかりやすい内容に努めてまいります。
8	70代以上	1	平均寿命が伸びる中、認知症や予備軍は増えていくと思われる。現在は認知機能が正常でもいつ認知症になるか心配している単身の高齢者は多いと思う。	認知症の早期発見は重要な取り組みと考えております。まずは、認知症ケアパス(認知症ガイドブック)に載っている「認知症の気付きチェック」を使用し、チェックしていただければと思います。全10項目中4項目以上該当する場合は、早めの受診をお勧めいたします。認知症ケアパス(認知症ガイドブック)は、区役所、長寿サポートセンター、図書館、保健所・保健相談所で配布しているほか、区ホームページからも入手いただけます。認知症に関する取り組みについて更に周知に努めてまいります。
9	30代	1	成年後見制度を利用すると本人が、その財産を自由に使えなくなると聞いたことがある。制度がもう少し自由に本人の財産を使えるように変わってほしい。	成年後見制度を利用促進する流れの中で、身上保護にあたって本人の財産を保全するだけでなく、本人の意思を尊重しながら活用することが重要といわれています。区はご本人を守りつつ、ご本人の意思を実現するため、中核機関を整備し、地域連携ネットワークによる連携が進むよう努めてまいります。
10	50代	1	認知や障害がある人だけでなく、独身で頼れる家族がいない65歳未満の人も対象にしてほしい。	成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方を対象としています。こうした状況にない方のご相談は個別に担当の窓口をご案内しております。

江東区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に係るパブリックコメント一覧

No.	年代	枝番	意見要旨	区の考え方
〃	〃	2	(50～60代でも)倒れた時に早期発見される取り組みを考えて欲しい。	行政による支援を必要とする方々に対する見守りに関する協定を東京都水道局および東京ガス株式会社東京東支店等のインフラ事業者と締結しています。 このほか、65歳以上の独居の高齢者に対しては、地域の方々による高齢者見守り支援事業や声かけ訪問事業などの区のサービスを実施しています。
11	40代	1	成年後見制度は大いに利用すべきだ。	区は、成年後見制度を十分に理解され、十分納得したうえで利用されるよう、周知に努めてまいります。
12	70代以上	1	家裁が選任する専門職後見人は報酬が高額である。	後見人等の報酬は、家庭裁判所が後見人等が管理する資産状況や、業務内容を審査し審判により決定します。後見人等の報酬の決め方については国は「成年後見制度利用促進専門家会議」等で検討しています。区はこうした国の動向等を注視してまいります。
〃	〃	2	親族の成年後見人の手続きは複雑である。	権利擁護センター「あんしん江東」では家庭裁判所で申し立てる書類の作成に関する相談・支援を行っておりますのでご利用ください。
〃	〃	3	本人に病気との認識が無い場合、説得が難しい。	ご本人がその意思を貫くことでご本人が不利益をこうむる状況が予想される場合、ご親族・医療・介護関係者等チームによる支援、意思決定支援を通じ、ご本人の利益を第一に考えて本人の理解を求める支援を行う体制の整備に努めてまいります。
13	70代以上	1	本人を後見人とともに支えるチームによる連携の充実を希望する。	これからケアマネージャー等、ご本人を支える人とのチームによる連携を進めるとともに後見人への支援を進めていくことで、その意向に沿った身上保護となるよう努めてまいります。
14	50代	1	現在の成年後見人制度に反対である。後見人にはひどい人もいる。成年後見人を見張る人が必要である。制度の見直しが必要である。	この制度は、国が定めた制度であり、区はこれを見直すことはできません。個々の後見人の活動内容に疑義がある場合、東京家庭裁判所後見センターにご相談ください。家庭裁判所は後見人等に不正な行為がある場合、後見人等を解任したり、後見監督人を選任して、後見人等の活動を監督させる場合があります。日常的な支援について意見が合わない場合等には、区はこれから整備する中核機関によるモニタリングやバックアップ支援を通じた後見人等の支援を行うことでご本人、後見人等と第三者として関わる計画です。

江東区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に係るパブリックコメント一覧

No.	年代	枝番	意見要旨	区の考え方
15	30代	1	医療機関・高齢者福祉施設・教育機関など公的施設で確認と申請を徹底させるべきである。	必要な人については関係機関への相談等をすよう、周知に努めてまいります。
〃	〃	2	成年後見人をボランティアで行うグループを設立すべきである。	市民後見人は社会貢献型後見人とも呼ばれ、後見人候補者養成研修を修了し、後見人等となる方をいいます。江東区では、令和3年5月までに延べ11人が市民後見人として就任してきました。これからも、市民後見人の受任動向を考慮し、市民後見人の養成・支援に努めてまいります。また、市民後見人も審判を経て報酬を求めることが可能です。このため区は無償ボランティアとして後見人等を行うグループを設けることはできません。
16	60代	1	成年後見制度はこれから欠かせない制度となる。まず、対象者の発見のために生活相談員、ご近所からの通報に加え、町内会などからも情報を得る。保険料を徴収する。連絡をうけて、状況を確認する調査会社による状況把握、戸籍調査をすすめ、区長申し立てを行う必要がある。こうした発見から埋葬まで一貫した体制が機能するように必要なシステムを導入しておく。少子高齢化が進むとこうした取り組みはますます重要となる。	成年後見制度の重要性に鑑みて、地域連携ネットワークの拡充のため、区は支援を必要とする方の発見から関係機関との連携やフォローを後見人等や福祉関係者、医療機関、介護・福祉サービス事業者が連携を促進する中核機関の設置を目指しております。
17	20代以下	1	70歳を超える本人とその家族に個別通知を行ってほしい。	成年後見制度は、利用対象となるか、ご本人の状態により様々です。このため、年齢等を基準に一律に通知することはできないと考えております。
〃	〃	2	申請のわかりにくさや平日に休みを取って面談に行くのは困難である。	家庭裁判所は個々の状況を正確に把握するため、関係書類の他に調査のため面談を行うことがあります。面談は家族が家庭裁判所に直接、情報や意見を伝える機会です。ご理解・ご協力をお願いいたします。
〃	〃	3	どんな状態になってから申し立てを行うべきか明確な指標が必要である。	成年後見制度が、必要となる時期はご本人やご家族が置かれている状況や考えにより異なることが想定されます。このため国や区が一律に定めることは困難です。

江東区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に係るパブリックコメント一覧

No.	年代	枝番	意見要旨	区の考え方
18	50代	1	後見人の事務について、一定額以上の資金の使用や意思決定の記録を明確にして、監査する仕組みを導入してほしい。	成年後見制度は家庭裁判所が審判を行い、後見人等を選任します。また、後見人等の監督も家庭裁判所が直接行っています。このため、後見人等は年1回、金銭管理の状況を含めて報告書を家庭裁判所に提出します。家庭裁判所は、後見人等が管理する財産が高額であると判断した場合や遺産分割協議が予定されている場合等、ご本人の状況により、後見監督人を選任する場合があります。区は後見人等を支援する取り組みを進めることにより、意思決定や経緯についても関係者と共有され、透明性が高まるよう努めてまいります。
19	40代	1	区長申立てについて初めて知った。介護保険の申請のように区報や江東くらしガイドに手続きの流れや費用、利用助成について明確に掲載してほしい。	区長申立てについても、区ホームページ等の成年後見制度の掲載内容について、その見直しを行い内容を充実させてまいります。
20	70代以上	1	有料でも後見人を頼みたいと思うが、チャンスがなかなか無い。利用まで支援する制度がほしい。	成年後見制度の利用にあたっては制度を十分に理解し、納得した上で利用されることが大切です。お住まいの地域を担当している長寿サポートセンターや、権利擁護センター「あんしん江東」にご相談ください。
21	50代	1	利用を促進するためには理解されることが必要である。また、利用対象者、手続き、費用やどのようなサポートを受けられるかといったことや、自分が健常な時から、「自分が必要になった時に利用したい。」と周囲に伝えておくことが利用の促進につながると思う。	成年後見制度の利用にあたっては、利用者本人や身近な人がメリットや費用、制約について全体的なイメージを共有し、十分に納得してから利用されることが重要と考えております。今後、費用や後見人の仕事等、全体的に理解を進めるために役立つ情報を区ホームページ等に掲載して周知に努めてまいります。
22	40代	1	60歳以上や年金裁定時等に全員が成年後見制度に登録するよう義務化してほしい。	民法に基づく制度であるため、区が年齢を理由に家庭裁判所への申し立てを義務化することはできません。
〃	〃	2	高齢の親を持つ子供世代に成年後見制度の利用を進める周知を行ってほしい。	区ホームページ等に掲載する成年後見制度について掲載内容を充実させてまいります。
23	70代以上	1	後見人と馬が合わない場合、どうしたら良いか。	「後見人等と合わないから。」という理由だけでは解任が認められる可能性は低いものと考えられます。しかし、後見人等が高齢で後見人等の事務に支障が出た場合、不正な行為や必要な職務を行わない場合、解任請求または職権により、解任され、新たな後見人が選任される場合があります。また、事情によっては後見人等の交代が認められる場合もあるようです。
24	50代	1	成年後見人についてはよいことだと思うが目が悪いため、コンピューターによる配信が助かります。	区のホームページには読み上げ機能がありますのでご利用ください。

江東区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に係るパブリックコメント一覧

No.	年代	枝番	意見要旨	区の考え方
25	50代	1	視覚障害者は成年後見制度を利用できるか。	成年後見制度は判断能力が十分でない方であればどなたでも利用できる制度です。
〃	〃	2	生活に関する色々な手続きが目が見えず困難である。相談する窓口を知りたい。	視覚障害がある方の相談窓口は、障害者支援課となります。障害福祉サービスで対応できる場合がありますのでご相談ください。03-3647-4953
26	70代以上	1	「地域連携ネットワーク」の整備が必要と考えます。ネットワークには医療、福祉、地域の連携が重要である。	中核機関の整備と後見人連絡会を拡大して実施することで利用者の把握と支援に努めてまいります。日頃から専門職団体や各関係機関が自発的に協力できる体制づくりに努めてまいります。
〃	〃	2	認知症高齢者が地域で住み続けるためには商店街での見守りがあると安心ではないか。	認知症高齢者等が商店街を含む地域で見守られることが望ましいと考えます。支援が必要な人については関係機関への相談等をするよう、成年後見制度の周知に努めてまいります。
〃	〃	3	法定後見より任意後見の整備も重要である。	法定後見とともに任意後見についてもホームページ等、その内容の充実に努めてまいります。
27	70代以上	1	成年後見人等関係者が、本人及び周囲の要望・意向を十分尊重しているのか疑問に思う。区が責任を持ち、区民のための制度活用を希望する。	今後、ケアマネージャー等、ご本人を支える人とのチームによる連携によって、さらに意思決定支援が行われ、ご本人に寄り添った身上保護となるよう努めてまいります。
28	50代	1	成年後見人等が「チーム」として関わることで安心につながる。計画の進捗をHPに掲載してほしい。	成年後見制度につきましては、具体的に確定したものを掲載してまいります。
29	記入なし	1	江東区の成年後見利用状況について他の区と比較してほしい。	この数字は、東京家庭裁判所が自庁統計として集計した概数であるため、他区と比較を行うことはできません。
30	70代以上	1	成年後見制度を利用したいが、財産がある場合、子供だけでは不正を行う心配がある。不正を許さないようにしてほしい。	成年後見制度は、本人や配偶者、4親等以内のご親族が家庭裁判所に申し立てを行います。ただし、ご親族が後見人に就任しなければならないわけではありません。ただし、家庭裁判所は、状況に応じ、第三者である専門職等を後見人等に選任する場合があります。さらに、親族が後見人等に就任した場合に弁護士等を後見監督人に選任する場合があります。

江東区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に係るパブリックコメント一覧

No.	年代	枝番	意見要旨	区の考え方
31	50代	1	成年後見人等がいれば、後見人が介護や支払いを行う。親が認知症になると介護を行う必要は無い。また、死後は火葬や借家の返却等は、後見人が行うこととなり、安堵感で満たされた。	成年後見制度は、4親等以内のご家族が家庭裁判所に申し立てをするのが原則です。後見人等が行う身上保護に、介護や看病は含まれないため、後見人等は介護や医療サービスを契約していく必要があります。また、後見人等は弁護士等の専門職が選任される場合もあります。ご本人が経済的に困窮されている場合、後見人等が生活保護等、必要な申請や契約を行います。死後事務については必要に応じて家庭裁判所に申し立てをして行うことがあります。しかしながら、治療方針や医療行為への同意のように親族の協力が必要な部分もあります。
32	50代	1	成年後見制度の利用が大きな経済的リスクを負う可能性がある。誰が後見人となるかは裁判官の判断が絶対であり、審判後は容易に変更できない。このため、本人や親族は、意図せず一生苦しむことが危惧される。市民後見人やNPOを積極的に取り入れ、社協などとの協力体制をつくる必要があると思う。	後見人等の選任は家庭裁判所が行います。ご意見のように、後見人等とご家族の意見が異なる場合もありうることです。区は成年後見制度の利用にあたって、利用者本人や身近な人がメリットや費用、制約について全体的なイメージを共有し、十分に納得した上で利用されることが大切であると考えております。そのために役立つ情報を区のホームページに掲載してまいります。区はNPOも法人後見の担い手と考えますが、特定の法人や団体を推薦することはできません。市民後見人は、その受任動向を考慮しながら、養成・支援に努めてまいります。これからも、中核機関の整備など地域連携ネットワークの整備に努めてまいります。
33	70代以上	1	市民後見人には、ご本人の意思の把握に注力し、その意思を実現が期待できる。このため、基本計画は、市民後見人の養成・支援していく方向性を強く打ち出してほしい。	必要な方については関係機関へ相談等をするよう、周知に努めてまいります。これからも、市民後見人の特性を生かし、養成講座、マッチングを行い、後見人等に就任後は、後見人連絡会等の支援に努めてまいります。
〃	〃	2	日常生活支援事業の拡充をお願いしたい。	成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度だけでなく、日常生活支援事業についても利用促進の対象としております。拡充については、今後の検討課題ととらえております。
34	40代	1	後見人の悪事が報道されることがある。身内でない者が後見人になることに抵抗があります。裁判所が選任することも怖い。	成年後見制度は、本人や配偶者、4親等以内のご親族が家庭裁判所に申し立てを行い、本人に適切な後見人等を選任しています。もし、後見人等が横領等の不正をした場合、家庭裁判所は後見人等を解任する場合があります。もし、解任された場合には新たに選任された後見人等が賠償請求を行うこととなります。

江東区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に係るパブリックコメント一覧

No.	年代	枝番	意見要旨	区の考え方
35	20代以下	1	身寄りのないお年寄りが多くなっている。空き家問題が発生したり、住人の意に反する開発が行われる可能性がある。借地権への理解を深め、本人、相続人、地域の意向に沿った権利保護に努めてほしい。	成年後見制度は、認知症等により判断能力が十分でなくなった方を対象としております。もし、心配な高齢者がおられましたら、ご本人のお住まいを管轄する長寿サポートセンターにご連絡ください。区は、ご本人の意向と状況に合わせた支援を関係機関と連携して行っていますが、借地権等、不動産については後見人等が家庭裁判所の許可を得て行う可能性が高いため、区が関与する可能性はありません。
36	50代	1	成年後見制度は、時間と費用がかかるため、所得の低い人は利用困難である。年金があり、生活保護を受給していない人でも利用できるようにしてほしい。他区的生活支援サポートを取り入れてほしい。	成年後見制度の利用にあたっては、本人の判断能力が十分ではなくなった場合の制度です。必要な費用はご本人にご負担いただきますが、生活保護またはそれに準じた状況になった方は後見人等の報酬助成の対象となります。終活や単身高齢者等の生活支援サポートについては、今後の検討課題ととらえております。
37	50代	1	安楽死を認めてほしい。	区は安楽死について判断する立場にありません。ご本人が判断能力に不安を感じた段階で、成年後見制度の活用をご検討ください。
38	40代	1	地域連携ネットワークは日頃から他職種と連携することが大切である。連携を取りやすい環境整備をお願いしたい。	中核機関を整備し、地域連携ネットワークの構築に努めて日頃から専門職団体や各関係機関が協力しやすい環境整備に努めてまいります。
39	70代以上	1	認知症高齢者は、家族と複数の後見人がスクラムを組んで支えていくことがベストであると考えられる。	区は認知症を発症しても、ご本人の意思を尊重し、ご本人を家族とケアマネージャー、後見人等複数で支援する地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備に努めてまいります。
40	70代以上	1	成年後見人等とその親族との間で財産管理についてトラブルが発生している報道がある。後見人との間で問題点やトラブルを抱えている人を調査し、公表してほしい。	成年後見制度は、ご本人、配偶者、4親等以内のご親族が、家庭裁判所に直接申し立てて利用する制度であるため、被後見人の氏名、住所を知ることができません。このため、区としては個別状況を調査することはできません。
〃	〃	2	一度選任された後見人は解任できないが、どの程度協議されているのか。	後見人等が不正行為を行うと、後見人等は家庭裁判所により解任される場合があります。後見人等と意見が合わないこと理由とした解任は認められない可能性は高いと思われます。区は、成年後見制度の利用について多くの区民に幅広く知っていただくため、区ホームページ等、その内容の充実に取り組むとともに、長寿サポートセンターを中心とした相談支援を充実させる取り組みを行うよう努めてまいります。

江東区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に係るパブリックコメント一覧

No.	年代	枝番	意見要旨	区の考え方
41	70代以上	1	法定後見人の申し立てを行うと、本人が死ぬまでやめられない。後見人に対する報酬も年額で数十万円になるため、制度を活用することは難しい。成年後見制度を同居人がいる場合、親族がいる場合、単身世帯がいる場合に分けてほしい。また、親族が就任した任意後見人の支援を充実させてほしい。	後見人等の人数や報酬は、家庭裁判所が、その管理財産額や状況に応じて審判の中で決定します。成年後見制度は国が定めた制度であるため、区が同居人や親族の有無により、分けることはできません。区は、これから整備する中核機関を通じて親族後見人等への支援を進めるとともに地域連携ネットワークの構築に努めてまいります。
42	70代以上	1	成年後見制度の相談窓口を設けるべきだ。信用のおける一般人がセミボランティアとして後見できる制度があると良い。	区では、長寿サポートセンター、権利擁護センターで成年後見制度についての相談を受けております。また、市民後見人は既におり、可能と思われる方には、市民後見人を候補者として推薦しています。
43	記載無し	1	手書きで書くのはめんどくさい。QRコード等スマホからも意見を送れるようにしてほしい。	QRコード等、意見を送るフォーム画面が見つけやすいように努めてまいります。
44	50代	1	家庭裁判所による監督や後見人支援による不正防止と、後見人の不正が記述されていて矛盾している。競争原理が働かない成年後見制度は悪習の継続である。相談機関や多くの選択肢を用意して自由に選ばせるようにしてほしい。	区や権利擁護センターの相談窓口では、特定の団体を紹介することは行っておりません。成年後見制度は家庭裁判所が選任と監督を行っている制度です。 区は、地域連携ネットワークを構築していくことで不正が行われる余地が少なくなり、質的改善が進むと考えております。
45	40代	1	必要な人が準備できるように広報を進めてほしい。	成年後見制度の利用にあたっては、成年後見制度のメリット、そして後見人の仕事や費用等、全体的に理解したうえで利用を進めることが必要であると考えに立ち、このために役立つ情報を区ホームページ等に掲載する等により、周知に努めてまいります。
46	50代	1	日常生活自立支援員を増員し、成年後見制度を利用する前から関わりを増やしていき、成年後見制度の利用につなげてほしい。	日常生活自立支援事業の拡充については、今後の検討課題ととらえております。
〃	〃	2	本人が判断できる段階での任意後見や保佐・補助等の制度を利用するメリットを周知してほしい。	成年後見制度の利用にあたっては、成年後見制度のメリット、そして後見人の仕事や費用等、全体的に理解したうえで利用を進めることが必要であると考えに立ち、このために役立つ情報を区ホームページ等に掲載する等により、周知に努めてまいります。
〃	〃	3	行政書士や司法書士団体も利用促進に取り組んでいる。区役所の相談事業は、相談の場であるが啓発の場としても活用してほしい。	相談事業については、成年後見制度について各相談機関で案内できるよう、情報提供を強化してまいります。

江東区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に係るパブリックコメント一覧

No.	年代	枝番	意見要旨	区の考え方
〃	〃	4	専門職後見人について、三職種だけでなく、行政書士や税理士なども明記して、親族等以外でどのような専門職の方が後見人になるのか周知してほしい。	弁護士、司法書士、社会福祉士の他にも税理士、行政書士、精神保健福祉士等、その専門性を生かして後見人として選任される可能性があることを周知してまいります。
〃	〃	5	権利擁護センター「あんしん江東」の名称を「成年後見センター・あんしん江東」としてほしい。	「あんしん江東」では、成年後見制度のご案内の他に福祉サービス総合相談や日常生活自立支援事業等も行っていることから、現時点では、名称を変更することは考えておりません。
〃	〃	6	中核機関として、法人後見の機能を強化してほしい。	区、権利擁護センターで行う、中核機関の業務については、これから検討を行ってまいります。
〃	〃	7	中核機関の強化のため、成年後見に詳しい専門職をおいてほしい。	中核機関の体制強化を考えていく中で、その必要性を含め、検討を行ってまいります。
〃	〃	8	基金のようなものの創設や品川区成年後見センターのように独立採算ができるような体制を導入し、成年後見制度利用促進事業の安定した財源を確保してほしい。	現在のところ、ご意見にある財政的な体制整備を行うことは考えておりません。
〃	〃	9	成年後見制度は原則として家庭裁判所に直接申し立てる制度であるため、利用者の把握は困難である。区で把握できない方の評価や支援の方法についてどのように考えているのか。	すでに後見人等に就任されている方に向けて、後見人連絡会を広く周知して実施することで支援に努めてまいります。
〃	〃	10	知的障害者の利用について「親なき後」を考え、親御さんが健在な時に本人の意思を尊重したものを計画して安心してもらうようにしてほしい。	知的障害の方の成年後見制度については、「障害児(者)の親のための講座」や、相談支援専門員および施設職員、区職員などから、機会あるごとにご案内しています。制度利用にあたっては、本人の意思を尊重します。なお、信頼できる親族などがいる場合には任意後見を利用し、「親なき後」に備えることもできます。
47	40代	1	何を目標とし、どのように実施するのかタイムスケジュールと委員名簿を掲載してほしい。	委員名簿を最終ページに掲載いたします。成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進事業の方向性を示すことを目的としており、スケジュールをお示しする考えはありません。
〃	〃	2	中核機関の役割が「あんしん江東」と同内容と思われる。何が異なるのか明確にし、それに要する人員費用を示してほしい。	成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進事業の方向性を示すことを目的としております。中核機関で行う事業や必要な人員や費用について現段階でお示しすることはできません。
〃	〃	3	利用者数が増加する中であって中核機関としての新たな業務が加わる。計画の実施は中核機関と行政でその職員を増員する必要がある。必要な職員数と現状の職員数を掲載してほしい。	権利擁護センターと区で必要になる職員数については、中核機関の業務を検討する中で検討いたします。

江東区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に係るパブリックコメント一覧

No.	年代	枝番	意見要旨	区の考え方
〃	〃	4	専門職だけでなく、市民後見人を積極的に活用してほしい。	相談内容から市民後見人に適さない事案が多く、マッチングが困難な状況がありますが、これから整備を進める中核機関を通じた、受任後のモニタリングやバックアップを通じた後見人等支援に努めることにより、市民後見人の活用に努めてまいります。
〃	〃	5	地域住民に理解される制度とするため、区民委員の公募や会議の傍聴ができるようにしてほしい。	成年後見制度利用促進協議会への、区民委員の公募や会議の傍聴については、今後の検討課題と考えております。
〃	〃	6	専門職のみで決めるのではなく、当事者が計画策定に参画ように工夫してほしい。	成年後見制度利用促進協議会は専門職のほか、高齢者支援機関、障害者支援機関からも委員としてご参加いただきましてご意見をいただいております。委員名簿を最終ページに掲載いたします。
〃	〃	7	計画実施以前と以後でどう変わったのか利用促進協議会に数値目標に縛られずに報告してほしい。	成年後見制度利用促進基本計画は、地域全体で計画的・段階的に行っていくにあたり、その方向性を示すことを目的としております。成年後見制度利用促進協議会では、制度がより多くの方に利用されるために必要な事項について所管し、状況の報告を受けます。
48	50代	1	成年後見人の候補者は、知識を有する者であれば幅広く求め、区民のために身近な制度として推進してほしい。	後見人等の候補者は、候補者を決めて申し立てを行うことが多いと思われ、家庭裁判所は候補者がいない場合等、ご本人の状況により、家庭裁判所が後見人等を選任します。これからも、ご本人にとって身近な制度となるよう、各団体とも連携して周知に努めてまいります。
49	40代	1	生活保護受給者で認知症の方を日常生活自立支援事業の対象としてほしい。	日常生活自立支援事業の拡充については、今後の検討課題ととらえております。
50	40代	1	介護人材育成のための予算を増やしてほしい。	現在、区内介護事業所等への就労者に対し、「介護職員初任者研修」「介護福祉士実務者研修」の受講費補助を新たに実施し、資格取得によるキャリアアップサポートに取り組んでおります。引き続き、介護人材の確保・育成に取り組んでまいります。
51	50代	1	重度の自閉症の方の家がゴミ屋敷状態のようである。ヘルパーが訪問して世話してもらえる制度が欲しい。	障害のある方を対象とした、障害福祉サービスに家事援助がありますので、障害者支援課へお問い合わせください。03-3647-4953
52	20代以下	1	制度の周知が必要である。	後見人の仕事や費用等、全体的に理解を進めるために役立つ情報を区ホームページ等に掲載して、制度周知に努めてまいります。

江東区成年後見制度利用促進基本計画（素案）に係るパブリックコメント一覧

No.	年代	枝番	意見要旨	区の考え方
53	70代以上	1	成年後見制度は、本人を支援する手段の一つだが、成年後見制度だけが強調されている。成年後見制度にもデメリットがある。このため、家族信託を検討しているが、その家族信託の記述が無い。選択肢は多い方がよいと思うので家族信託についても取り込むべきである。	成年後見制度は、権利擁護支援を促進する一つの手段です。この成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定される計画です。ご本人を支援する方法には成年後見制度以外の方法があり、家族信託もその一つです。しかしながら、家族信託は家庭裁判所の関与が無い自由な契約であるため、成年後見制度利用促進基本計画において成年後見制度と同様に位置づけて取り上げることは困難です。
54	40代	1	2ページに、成年後見制度は、社会生活全般に関わる大きなトラブルを契機に利用されていた。とあるが、もう少し詳しく書いてほしい。	令和3年3月に国が作成した「成年後見制度の現状」によりますと申立ての動機別件数は預貯金の管理・解約が最多となっています。他に施設の入所契約ができない、遺産分割協議をする必要がある、消費者被害を受けている場合等があります。